

(表紙)

都市防災事業計画(第3回変更)

大阪府羽曳野市

(令和4年12月)
令和6年12月

上段:変更前[第2回変更]

下段:変更後[第3回変更]

(様式1)整備方針等

整備方針等

【防災まちづくりの現状及び課題】

(事業地区の現状及び課題)

高鷲小学校区は、羽曳野市の北西部に位置し、北、西側は松原市、東側は藤井寺市、南側は近鉄南大阪線に囲まれた東西に長く広がりのある地区で、その地理的条件より東西両端からの児童の通学はもとより、災害時の避難にも時間を要する状況となっています。また、地区中央部には東除川が流れ東側が高鷲地区、西側が恵我之荘地区で、高鷲地区は農地も多く残っており防災上の空地としての有効に機能しています。一方、恵我之荘地区は、従来より小規模な開発が進み木造住宅が密集しており防災上の空地が不足している状況となっています。

道路網については、東西方向に「主要地方道堺大和高田線」、南北方向に一般府道「郡戸大堀線」、及び「島泉伊賀線」があり、この地域の幹線機能を担っているため交通量の多い道路となっています。東西方向の堺大和高田線は歩道もあり高鷲小学校へ向かうルート上にあるため通学路として選定されていますが、他の2路線はその位置関係より学校へ向かうルートと交差しておりその箇所が、登下校時の交通安全上危険箇所となっています。

一方、「羽曳野市地域防災計画」で、この3路線は地域緊急交通路に選定されていますが、この地区内にあるその他の道路は、幅員が狭く、ミニ開発が無秩序に行われたため道路の連続性も悪いうえに線形も屈曲しており、防災上の課題となっています。

この状況下、緊急車両の被災箇所への到達の困難や、市民が避難する際にも支障が生じていることに加え、火災発生時に木造家屋の延焼が起こった際には幅員の狭い避難路は通行の障害が発生し、ルートを迂回することとなるためさらに到達時間を要する地区となっています。

【整備方針】

(事業地区の整備方針)

・交通安全上の課題について

本市では通学路の安全確保に向けた取組みとして、関係機関の羽曳野市教育委員会、高鷲小学校代表者、大阪府富田林土木事務所、羽曳野警察署、羽曳野市土木部道路公園課で連携体制を構築し円滑な対策を実施できる「羽曳野市 通学路交通安全プログラム」を策定し、児童生徒の通学の安全に努めています。

本プログラムに基づき、「高鷲小学校区」において以下のとおり通学路の安全対策を推進します。

現状この地区では、地域幹線道路に次ぐ準幹線道路が不足し通学路にまで車両が混入しているため、危険な状態となっています。そこで本計画では、「恵我之荘島泉線」において、歩行空間を確保し、通学児童と車両を分離するハード面での交通安全対策を行います。

また、ソフト事業として地元町会の代表者、近隣の団体、PTA等の参加による「見守り隊」を組織し、登下校時に交通量の多い交差点等の危険箇所において、児童生徒と直接対話し交通安全啓発活動を行い児童生徒の安全に寄与しています。

・防災上の課題について

本地区は、東西に長く広がり中央部に東除川が流れています。特に西側の恵我之荘地区には空地が少なく、避難場所の不足や火災時の延焼が防災上の課題となっています。また地区の西端から直接指定避難所(高鷲小学校)へ向かうには時間を要する上に、無秩序なミニ開発のために道路状況は幅員が狭小で線形は屈曲しているため、避難路が不足している状況です。

そこで、本計画では「羽曳野市地域防災計画」に位置づけられている、指定避難所に直結する「恵我之荘島泉線」の歩行空間の確保、及び防災機能を有する一時避難所の確保を目的として「(仮称)丹下ちびっこ広場」の整備を行い、高鷲小学校区の防災性の向上を図ります。

「恵我之荘島泉線」は指定避難所に直結していることから、歩行空間を確保するために、劣化の進んだ小学校敷地境界のブロック塀を撤去し、平時における児童等の安全確保と、災害時における歩行者と緊急車両を分離することにより円滑な避難を促すことが可能となります。

「(仮称)丹下ちびっこ広場」は、災害時に指定避難所へ向かうための周辺住民の一時避難及び一時休息場所として整備します。

本整備では、空地と滞在できる人数を確保させるとともに、マンホールトイレ、かまどベンチ、備蓄倉庫及び、夜間の避難に備えソーラー照明も設置し、周辺住民の一時的な避難でトイレや簡易の飲食等、「しのぐ」ための必要最低限度の施設を整備し、この地区の防災機能の強化を図ります。

(様式2)計画事業一覧

計画事業一覧

都道府県名	大阪府	市町村名	羽曳野市	計画期間	令和2年度 ~ 令和8年度
担当部局名	土木部(局) 道路公園課 事業推進担当	担当者	(正) 大石 徹 (副) 藤原 和昭	連絡先	TEL 072-958-1111(内線 2224) 072-958-8070 douro@city.habikino.lg.jp

【都市防災総合推進事業】

事業区分	事業主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業 における事業期間		補助率	補助事業(予定)額		
				開始年度	終了年度		(参考)事業費	(参考)国費	
地区公共 施設等整備	地区公共 (道路)	羽曳野市	高鷲小学校区	77.8	R2	R6	1/2	35.0 (1/2 :35.0 、1/3: 0.0)	17.5 (1/2 :17.5 、1/3: 0.0)
	地区公共 (広場)	羽曳野市	高鷲小学校区	77.8	R7	R8	1/2 用地 1/3	110.0 (1/2 :40.0 、1/3: 70.0)	43.3 (1/2 :20.0 、1/3: 23.3)
合計								(224.6) 145.0	(98.0) 60.8

注) 補助事業費について百万円単位。

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

(様式3)関連事業[都市防災上の課題解決に関連する事業]

事業区分	事業主体	事業地区名	事業規模(面積、延長、幅員等)	総事業費 (国費ベース)	事業期間		事業実施状況	重点密集 市街地の有無
					開始年度	終了年度		
道路事業	羽曳野市	高鷲小学校区	橋梁修繕 橋長 28.0m 幅員 2.7m	0	R1	R2	R1 橋梁修繕設計 R2 橋梁修繕工事	無
都市公園事業								
市街地再開発事業								
その他(単独事業)	羽曳野市 他 (施設管理者 地元ボランティア)	高鷲小学校区	通学路の緊急合同点検 通学時の見守り	0	R2	R6		無
その他(単独事業)	羽曳野市	高鷲小学校区	路面表示(注意喚起)	0	R2	R4		無

注) 総事業費について百万円単位。

注) 地域防災計画、地震対策緊急事業五箇年計画等を参照し、関連部局と調整の上作成。

(様式4)年度別事業計画1【参考】

[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【百万円単位】

事業区分	事業主体	事業地区名	整備内容	重点密集市街地	補助率	[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【百万円単位】								
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	
災害危険度判定調査					1/3									
住民等まちづくり活動支援					1/3									
地区公共施設整備等	事業計画				1/2									
	都市施設(公園・緑地)				1/2 用地 1/3									
	地区公共	羽曳野市	高鷺小学校区	(避難路) 市道 恵我之荘島泉線 L=110m、W=5.7m	×	1/2	1.4	0.0	2.5	(15.0) 13.6	0.0	0.0	0.0	(18.9) 17.5
				(避難場所) (仮称)丹下ちびっこ広場整備 A=400㎡	×	1/2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(7.5)	(43.0)	(50.5)
						用地 1/3	(0.1) 0.0	(0.3) 0.0	0.0	0.0	0.0	(28.2)	0.0	(28.6) 23.3
合計						(1.5) 1.4	(0.3) 0.0	2.5	(15.0) 13.6	0.0	(35.7) 25.8	(43.0) 17.5	(98.0) 60.8	

(様式5年度別事業計画【参考】)

○補助額の内訳

[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【百万円単位】

事業地区名	整備内容	整備の内訳	補助率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	
高鷺小学校区	(避難路) 市道 恵我之荘島泉線 L=110m、W=5.7m	詳細設計	1/2	1.4	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	
		工事	1/2	0.0	0.0	0.0	(15.0)	0.0	0.0	0.0	(15.0)	
		用地	1/3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(避難場所) (仮称)丹下ちびっこ広場整備 A=400㎡	詳細設計	1/2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(7.5)	0.0	(7.5)
		工事	1/2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(43.0)	(43.0)
		用地	1/3	(0.1)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	(28.2)	0.0	0.0	(28.6)
					0.0	0.0			23.3			23.3
			合計		(1.5)	(0.3)	2.5	(15.0)	0.0	(35.7)	(43.0)	(98.0)
					1.4	0.0		13.6		25.8	17.5	60.8

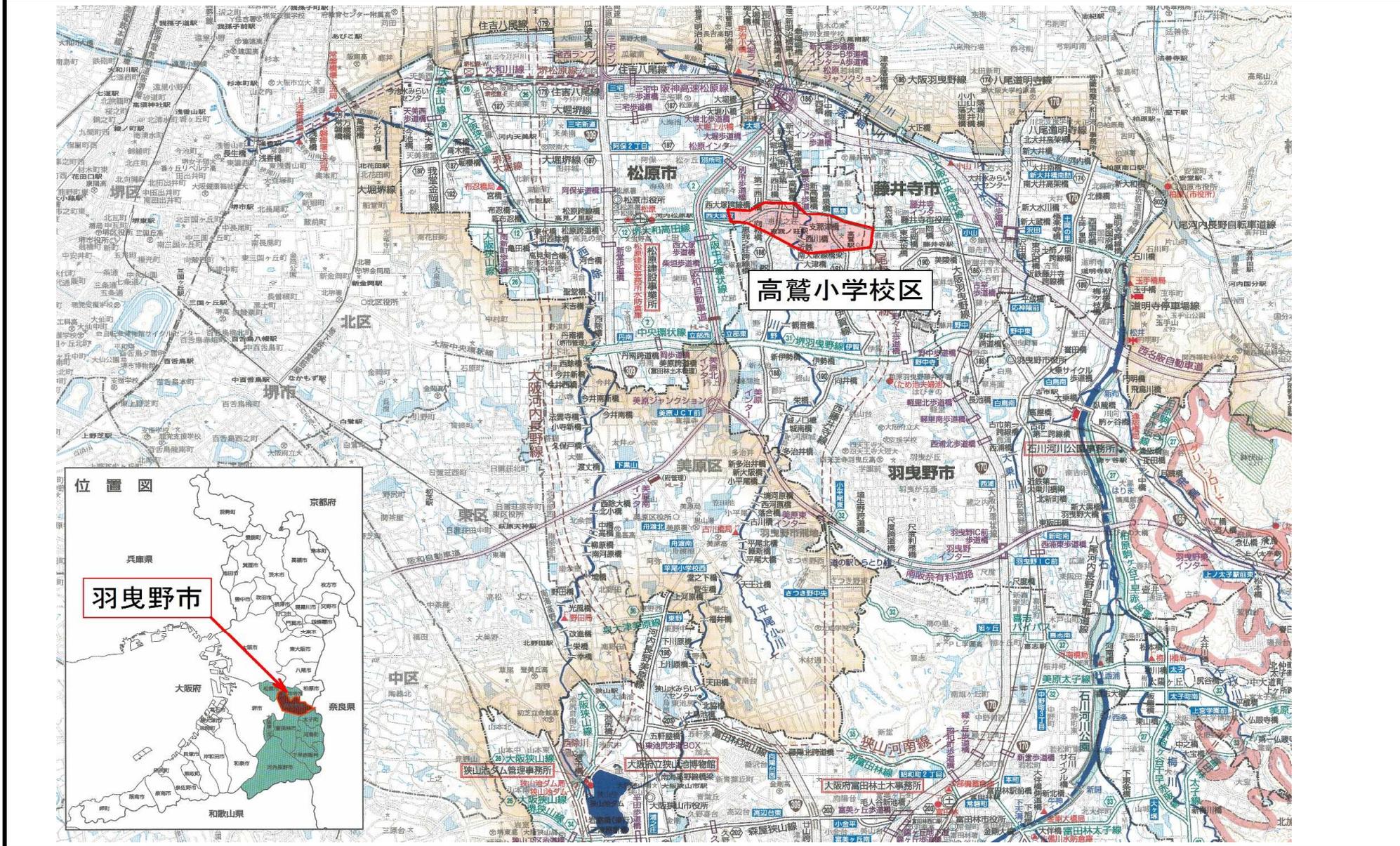
○用地取得面積

[上段:当初(変更前)、下段:変更後]【㎡単位】

事業地区名	整備内容	整備の内訳	補助率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
高鷺小学校区	事業用地 400㎡	用地	1/3	(34.0)	(12.0)	0	0	0	(1,013)	(0)	(1,059)
				0	0				400	0	400

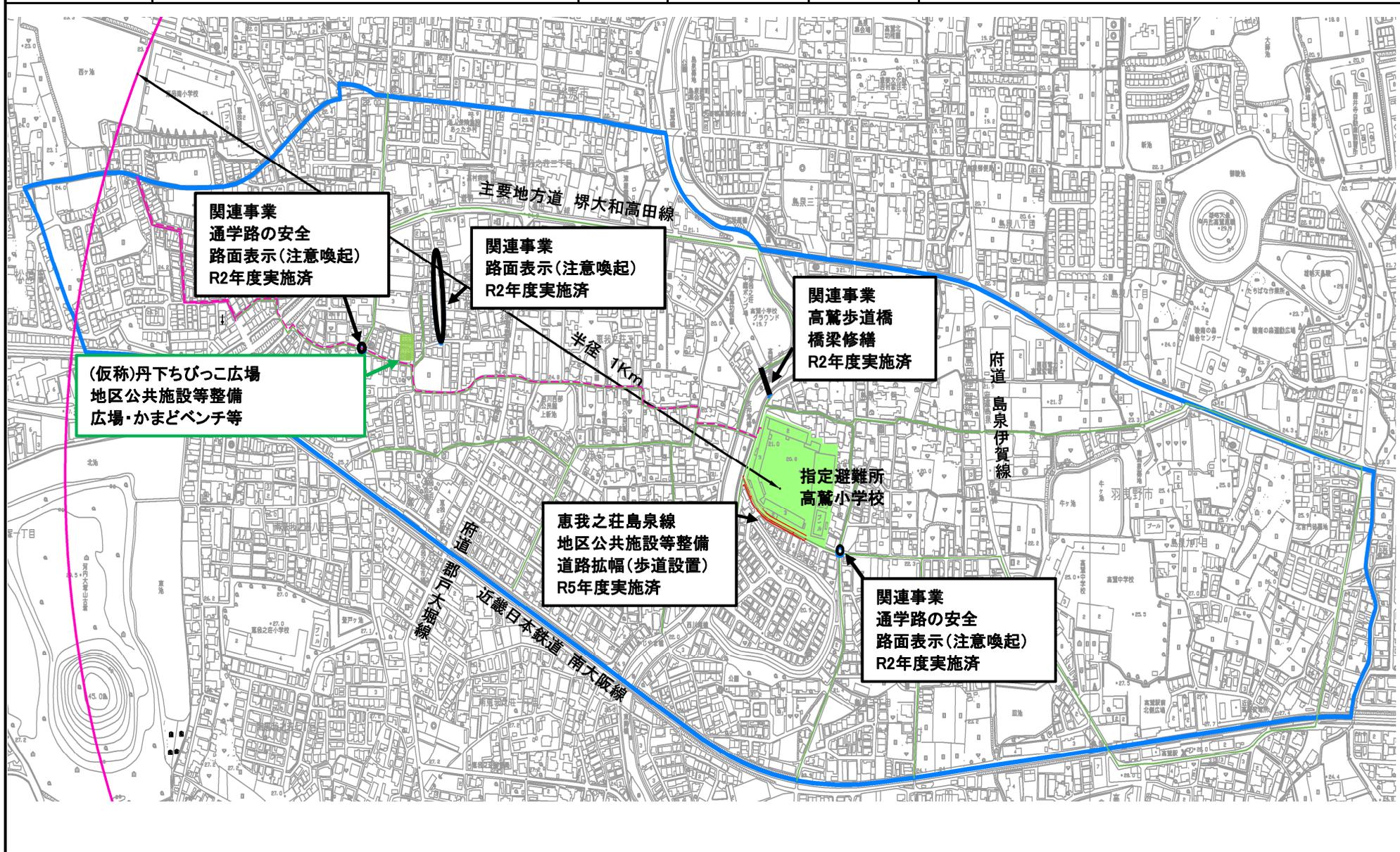
(様式6) 現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------



(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------



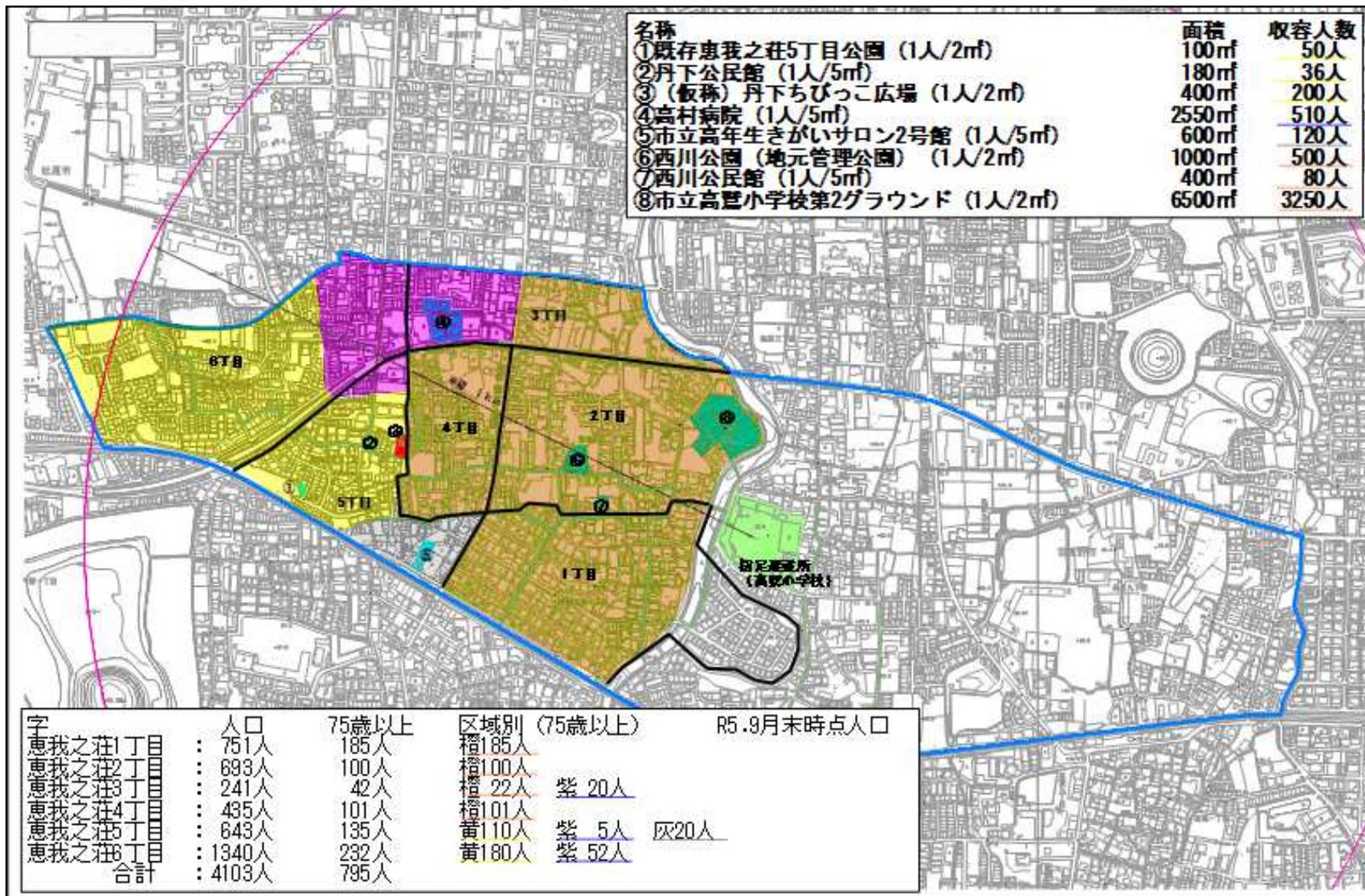
(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
<p>羽曳野市地域防災計画</p> <p>令和6年6月 羽曳野市防災会議</p>	<p>第2部 災害予防対策計画 第3章 災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害予防対策の実施 第1節 都市の防災機能の強化</p> <p>■ 計画方針</p> <p>市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、丘陵部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン(平成17年1月改訂)」、「(大阪府都市整備部)を活用するものとする。</p> <p>大阪府及び市は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</p> <p>また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。</p> <p>第1 防災空間の整備</p> <p>市は、防災関係機関と連携し、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の内発的な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。</p> <p>また、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。</p> <p>1 都市公園等の整備</p> <p>避難場所、延焼遮断空間及び災害救助活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。</p> <p>なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)」、「(国土交通省、国土交通省国土技術政策総合研究所監修)」、「大阪府防災公園整備指針」(大阪府土木部発行)及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」(大阪府土木部公開課)を参考にするとする。</p> <p>(1) 広域避難場所となる都市公園の整備</p> <p>広域的な避難の用に供するため、概ね面積10ha以上の都市公園(面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものや、土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるものを含む。)を整備に努める。</p> <p>(2) 一時避難場所となる都市公園の整備</p> <p>近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。</p> <p>(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備</p> <p>災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援活動や救援物資輸送の中枢基地等の</p>	<p>第2部 災害予防対策計画 第3章 災害予防対策の実施</p> <p>機能を発揮する都市公園(後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園)の整備に努める。</p> <p>(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備</p> <p>緊急避難の場所となる街区公園・近隣公園等の都市公園の整備に努める。</p> <p>2 道路・緑道の整備</p> <p>(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既存道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。</p> <p>(2) 広域避難場所等に造ずる避難路となる幅員16m以上の道路及び幅員10m以上の緑道を整備することとし、そのために国道、府道について大阪府及び近畿地方整備局等への整備を要請するほか、市道についても拡幅等の整備を進める。</p> <p>(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。</p> <p>3 市街地緑化の推進</p> <p>延焼遮断機能を有する緑地や草木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。</p> <p>4 農地の保全・活用</p> <p>市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の導入等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。</p> <p>第2 都市基盤施設の防災機能の強化</p> <p>市は、防災関係機関と連携して、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。</p> <p>1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等)の設置を進める。</p> <p>2 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進</p> <p>3 ため池等農業水利施設の防災機能の強化</p> <p>(1) ため池耐震対策の推進</p> <p>(2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用等、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進</p> <p>第3 密集市街地の整備促進</p> <p>市は、防災性向上を図るべき密集市街地において、大阪府が想定する「災害に強いすまいとまちづくり計画」(「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等)に基づき、次の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進、延焼遮断帯の整備、地域拠点等の整備等により住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。</p>			

(様式6)現況図 等

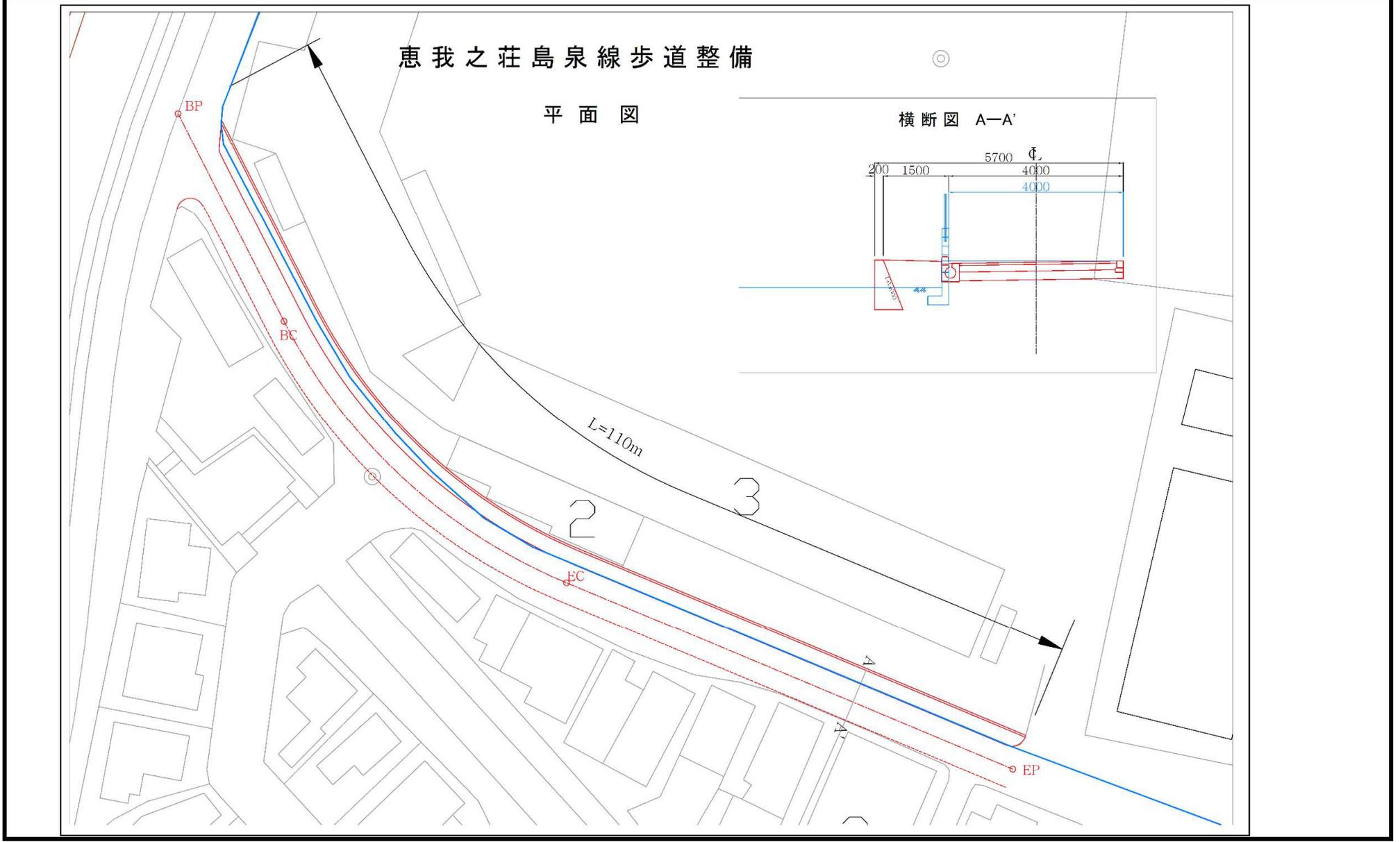
地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------

羽曳野市地域防災計画
令和5年6月
羽曳野市防災会議



(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------

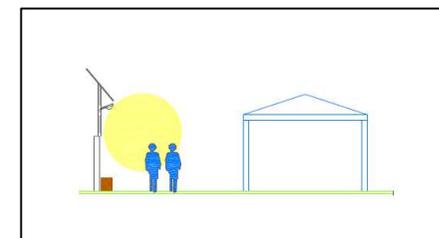


(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------

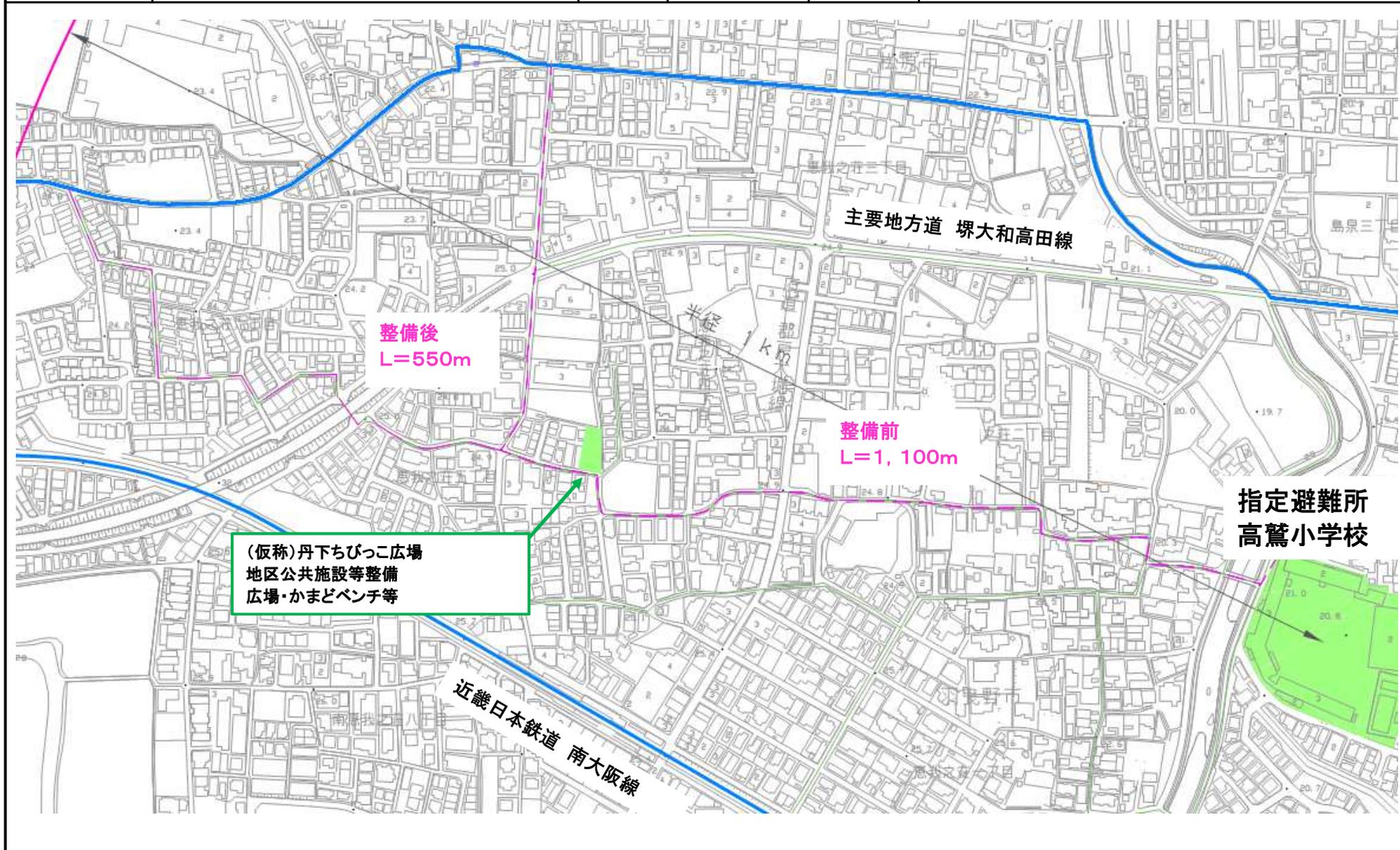


横断面図



(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)	面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区
-----	-----------------------	----	---------	----	--------------



(様式6)現況図 等

地区名	羽曳野市立 高鷲小学校区(大阪府羽曳野市)		面積	77.8 ha	区域	羽曳野市立 高鷲小学校区		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難路	土質調査・測量	■						
	詳細設計			■				
	工事				■			
避難場所	用地						■	
	詳細設計						■	
	工事							■